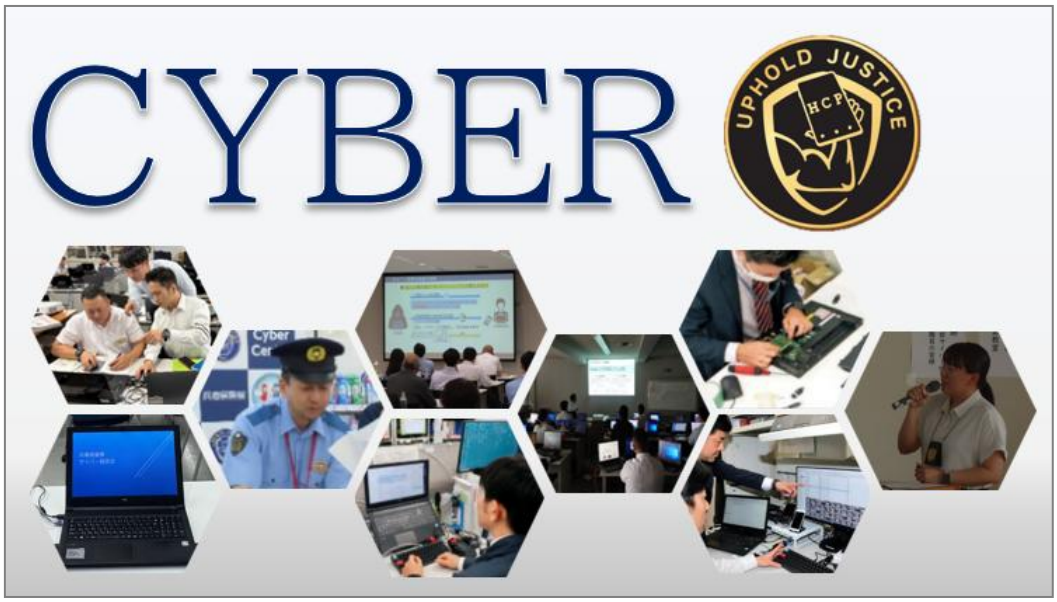
警察常任委員会資料
令和８年 11 月 17 日

サイバーセキュリティ対策の推進について



警　察　本　部

目　　次

第１　サイバー空間をめぐる脅威の情勢
１　サイバー犯罪等に関する相談受理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２　サイバー犯罪の検挙状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
３　インターネットバンキングに係る不正送金の情勢・・・・・・・・・・・・ 6
４　ランサムウェアの情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第２　サイバー空間の脅威に対する警察の対処体制等
１　サイバーセキュリティ・捜査高度化センター・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(1)　サイバー企画課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(2)　サイバー捜査課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
２　兵庫県警察サイバー攻撃対策隊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
３　近畿管区警察局兵庫県情報通信部情報技術解析課との連携・・・・・ 8
第３　兵庫県警察におけるサイバー戦略
１　検挙に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(1)　事案認知の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(2)　検挙に向けた捜査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(3)　全国協働捜査方式等を活用した取締りの推進・・・・・・・・・・・・・・ 10
(4)　国際連携の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
２　未然防止・拡大防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(1)　「兵庫県サイバー犯罪対策ネットワーク」の取組・・・・・・・・・・・ 11
(2)　民間企業との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(3)　広報啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(4)　犯罪インフラへの対処の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
３　基盤整備に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(1)　サイバー人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(2)　サイバー人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(3)　民間知見の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
４　サイバー攻撃対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
(1)　サイバーテロ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
(2)　サイバーエスピオナージ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(3)　実態解明の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

凡　例

本資料で使用している用語の意義は、次のとおりである。

○ サイバー犯罪　　高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

○ サイバー攻撃　　サイバーテロ（サイバーテロに至るおそれのあるものを含む。）及びサイバーエスピオナージ

○ Ｉ　Ｈ　Ｃ　　インターネットホットラインセンターの略称。
インターネット上の違法情報の通報を受け付け、警察庁への通報やプロバイダへの削除依頼等を行う民間団体で警察庁が業務委託している。

○ サイバーテロ　　重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害であって、電子的攻撃による可能性が高いもの

○ サイバーエスピオナージ　　情報通信技術を用いた諜報活動

○ 重要インフラ　　情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む。）、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油及び港湾の 15 分野における社会基盤

第１　サイバー空間をめぐる脅威の情勢

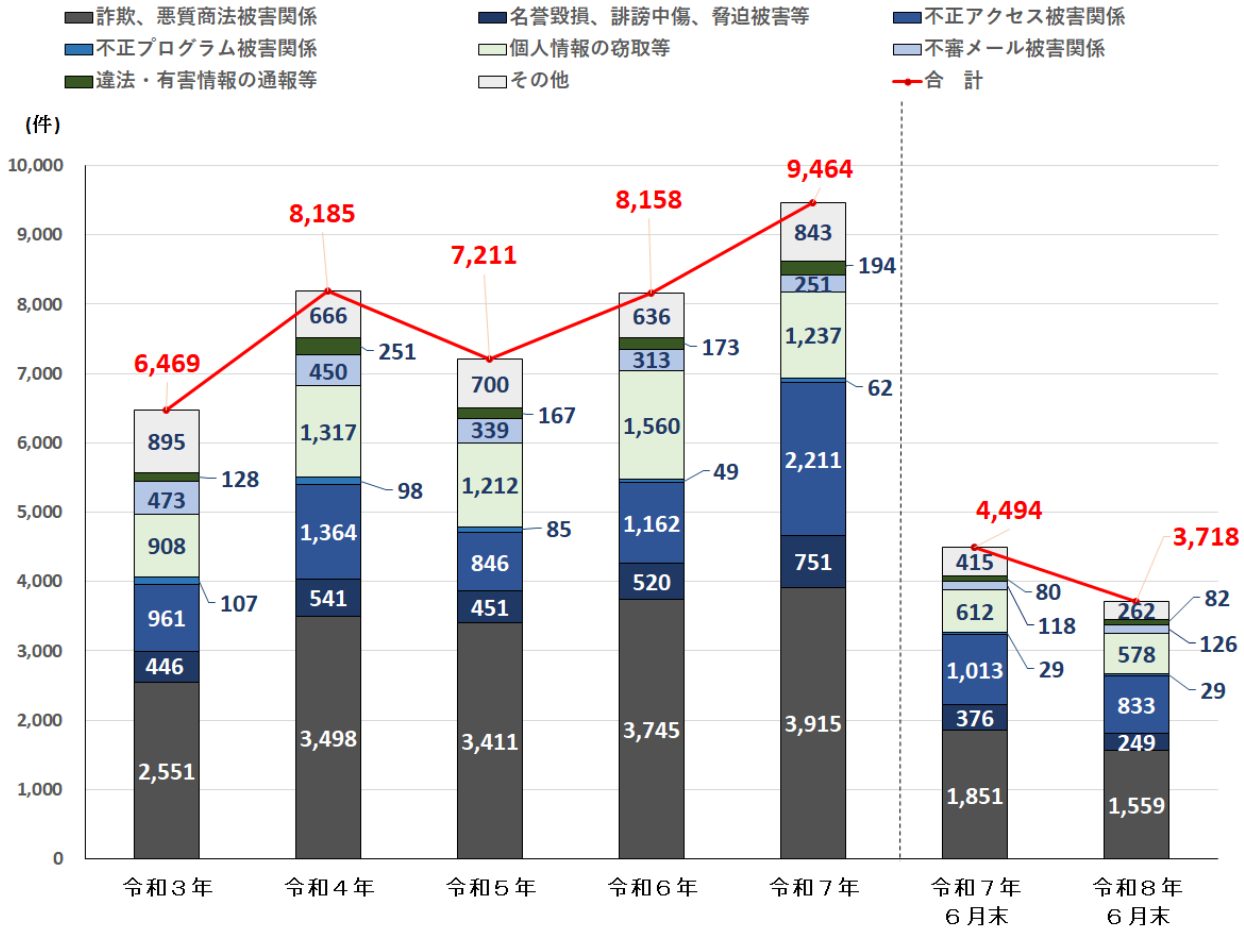
１　サイバー犯罪等に関する相談受理状況

警察本部や警察署に寄せられたサイバー犯罪等に関する相談は、令和８年６月末現在、3,718件と、前年同期と比べ減少した。

特に偽サイト等を利用した詐欺や投資・ロマンス詐欺をはじめとする詐欺、悪質商法被害関係（41.9%）、フィッシングメールなどによる不正アクセス被害関係（22.4%）、個人情報の窃取等（クレジットカード犯罪被害等）（15.5%）に関する相談が多く寄せられている。

被害が拡大するおそれのある新たな手口については、早期に実態解明を進め、ＳＮＳ等を活用した広報啓発を行うとともに、警察庁に報告することで、民間事業者への働きかけや全国警察が協働する取組を行っている。

【サイバー犯罪等に関する相談件数の推移】



注　その他は「オークション被害関係」、「児童買春、児童ポルノ等」、「コンピュータウイルス等」、「迷惑メール関係」、「違法ホームページの通報」、「プロバイダとのトラブル」等の相談区分の総数を示す。

２　サイバー犯罪の検挙状況

社会全体のデジタル化の進展に伴い、サイバー空間は公共空間へと変貌を遂げており、あらゆるサービスにインターネットが活用されている一方で、その匿名性が様々な犯罪に悪用されており、検挙罪名も多岐にわたっている。

また、海外や複数の都道府県にまたがり、組織的に敢行される事案も多く、警察庁の調整のもと、複数の都道府県警察の合同捜査による検挙活動を進めている。

【サイバー犯罪の検挙件数の推移】

区分＼年別	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和７年６月末	令和８年６月末	前年同期比
不正アクセス禁止法違反	31	18	14	21	19	5	6	＋1
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等	43	54	61	65	64	29	32	＋3
電子計算機使用詐欺等	42	54	59	62	60	25	32	＋7
不正指令電磁的記録作成・供用等	0	0	0	0	0	0	0	±0
その他	1	0	2	3	4	4	0	－4
ネットワーク利用犯罪	455	405	435	433	828	346	461	＋115
詐欺	212	170	111	88	180	75	108	33
ストーカー規制法違反	42	51	49	53	62	31	34	＋3
脅迫	16	36	42	25	91	34	48	＋14
児童ポルノ禁止法違反	61	34	60	39	64	29	46	＋17
犯罪収益移転防止法違反	19	18	50	86	137	50	91	＋41
その他	105	96	123	142	294	127	134	＋7
合　計	529	477	510	519	911	380	499	＋119
全国の検挙件数	12,209	12,369	12,479	13,164	15,108	6,625	7,607	＋982

注　「ネットワーク利用犯罪」とは、犯行の手段としてインターネット等を利用した犯罪で不正アクセス禁止法違反及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪等を除いた犯罪をいう。

【検挙事例】

他人のポイントカードを不正利用するためにバーコード画像を生成するＢＯＴプログラム（自動応答プログラム）を利用して、他人のポイントを使用して家電量販店でゲーム機を不正購入した被疑者らを不正アクセス禁止法違反、詐欺で令和８年６月に検挙した。

３　インターネットバンキングに係る不正送金の情勢

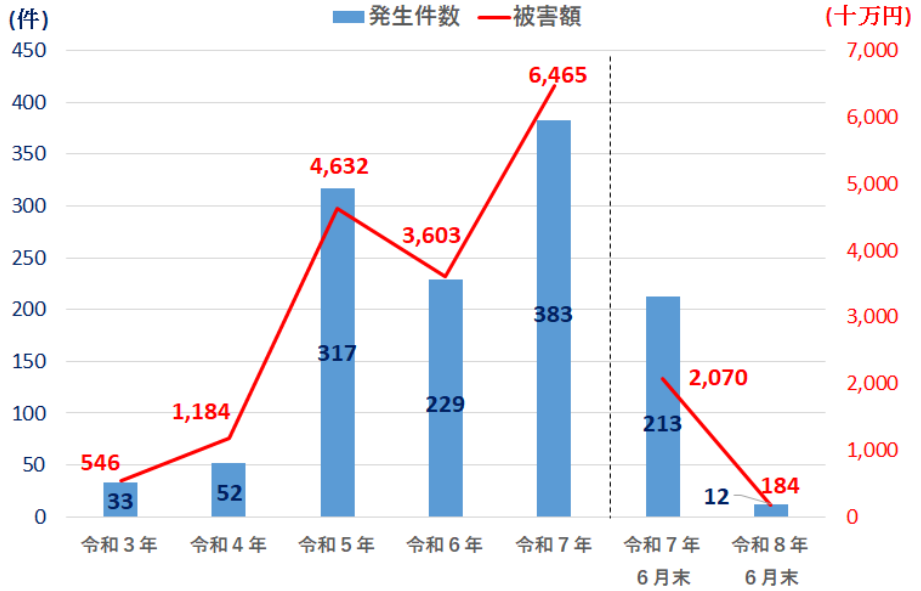
インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は、令和８年６月末現在、12 件（前年比-201 件）、被害額は約 1,840 万円（前年比-1 億 8,860 万円）で、前年に比べ減少している。

被害の多くは、金融機関等のメールやショートメッセージを装ったフィッシングによるものであるが、昨今、犯罪グループが企業に架電し、ネットバンキングの更新手続等をかたってメールアドレスを聞き出し、フィッシングメールを送付するボイスフィッシングという手口も散見され、予断を許さない。

【フィッシングによる不正送金の概要】



【インターネットバンキングに係る不正送金の発生状況（兵庫県）】



年別区分		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和７年６月末	令和８年６月末	前年同期比
兵庫	発生件数	33	52	317	229	383	213	12	-201
	被害額	約5,460万円	約１億1,840万円	約４億6,320万円	約３億6030万円	約６億4,650万円	約２億700万円	約1,840万円	-約１億8,860万円
全国	発生件数	584	1,136	5,575	4,320	4,747	2,552	235	-2,317
	被害額	約８億1,970万円	約15億1,950万円	約87億2,960万円	約85億9,440万円	約103億9,700万円	約38億8,590万円	約15億5,860万円	-約23億2,730万円

注　発生件数等は暫定値。

４　ランサムウェアの情勢

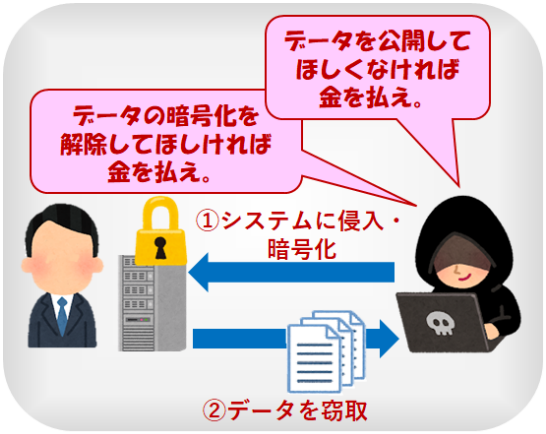
ランサムウェアとは、端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価として金銭を要求する手口である。

近年では、データの暗号化のみならず、データを窃取した上で「対価を支払わなければデータを公開する。」などと対価を要求する二重恐喝（ダブルエクストーション）の手口のほか、中小企業が狙われ、サプライチェーン(供給網)に被害が及ぶものが見られるが、高額な対策費用などもあり、対策の進んでいない中小企業も散見される。

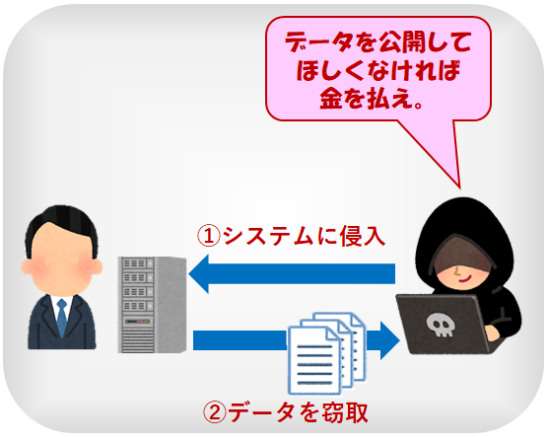
警察が認知した情報は、警察庁に集約され、暗号化されたデータを復元するためのツール開発や、海外の捜査機関との国際共同捜査に反映させている。

【ランサムウェア】

二重恐喝（ダブルエクストーション）



【ノーウェアランサム】



【ランサムウェア被害の認知件数】

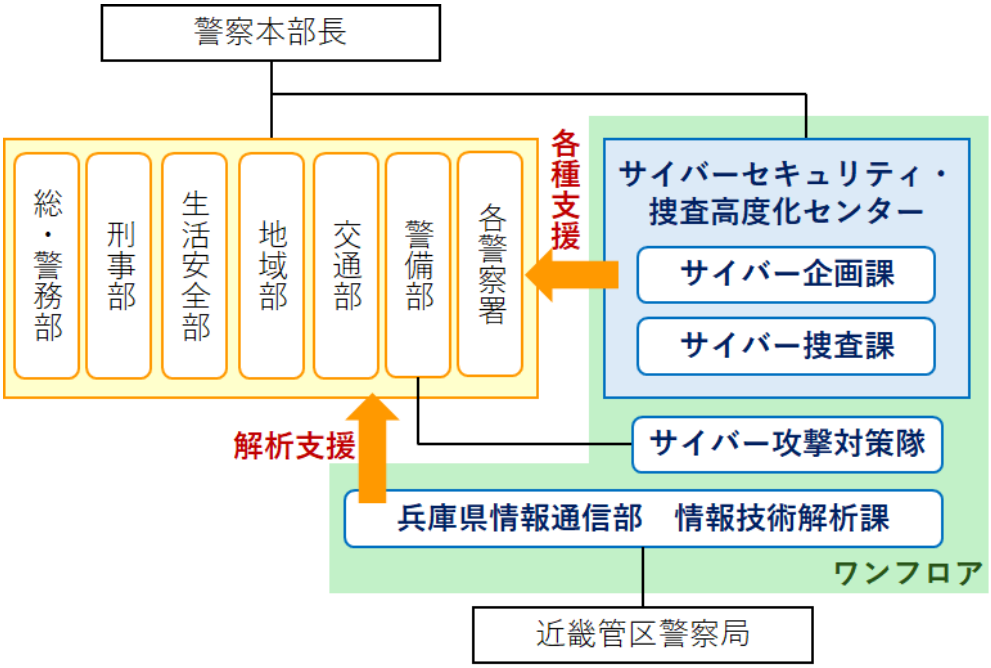
区分＼年別	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和７年６月末	令和８年６月末	前年同期比
兵庫県　認知件数	9	11	7	10	9	5	3	−2
うち二重恐喝	5	2	3	7	6	3	2	−1
ノーウェアランサム	—	—	1	1	0	0	0	±0
全国　認知件数	146	230	197	222	226	116	123	+7
うち二重恐喝	84	119	130	111	136	70	61	−9
ノーウェアランサム	—	—	30	22	17	8	9	+1

注　令和元年以前の認知件数及び令和２年以前の二重恐喝件数の全国統計の公表無し。
ノーウェアランサムは令和５年上半期から集計。

第２　サイバー空間の脅威に対する警察の対処体制等

１　サイバーセキュリティ・捜査高度化センター

サイバー空間の脅威に対処する司令塔として既存各部に属さない警察本部長直轄の所属となるサイバーセキュリティ・捜査高度化センター（以下「サイバーセンター」という。）を新設し、令和６年４月から、円滑な連携を図るため、サイバー関連部署を一箇所に集約し、人材や機材等のリソースを一体的に運用できる体制を確立した。



(1)　サイバー企画課

サイバー分野における県警察全体の司令塔として、部門の縦割りを排し、部門間連携による取組及び産学官の連携による地域社会全体のサイバーセキュリティに対する取組について、企画・立案及び促進を図るとともに、県警察内のサイバー人材の育成等を推進している。

(2)　サイバー捜査課

関連する事件主管課と連携・調整した上で、高度なサイバー犯罪等に対する捜査を行うとともに、警察署を始め、各事件主管課に対する捜査支援、スマートフォンを始めとした電子機器等の解析などの技術支援等を推進している。

２　兵庫県警察サイバー攻撃対策隊

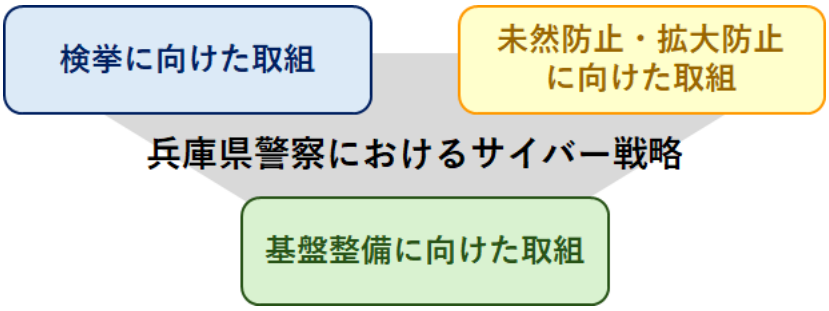
警備部公安第一課に「兵庫県警察サイバー攻撃対策隊」を設置し、サイバー攻撃に係る情報収集活動や、民間事業者等との連携に努めている。

３　近畿管区警察局兵庫県情報通信部情報技術解析課との連携

解析は、必要とされる技術レベルに応じて多段階の体制が整備されており、高度な解析が必要なものは、国の機関である近畿管区警察局兵庫県情報通信部情報技術解析課が解析にあたっている。

第３　兵庫県警察におけるサイバー戦略

深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、「兵庫県警察におけるサイバー戦略」を策定し、これに基づき各種対策を推進している。



１　検挙に向けた取組

(1)　事案認知の徹底

サイバー捜査課に相談専従員を配置し、県民から寄せられるインターネットに関するトラブル等の相談を受け付け、対処要領を教示するとともに、法令に触れる内容や新たな犯行手口等今後、被害が拡大するおそれのある相談については、警察署等と連携し積極的に対処することとしている。

また、警察庁がサイバー事案に関する通報等の窓口をオンライン上に設置しており、一元的に通報等ができる窓口を整備するなど、警察庁と連携した事案認知の徹底に取り組んでいる。

(2)　検挙に向けた捜査の推進

サイバー犯罪等への対処は、サイバー捜査課のみならず警察署及び警察本部各部門が所掌に応じて担っているところ、それらが適切に行われるようサイバー捜査支援室を設置し、サイバー人材及び捜査資機材を活かして警察署等に対する各種支援活動を行っている。

ア　初動支援

サイバー犯罪等への初動対応に際しては、証拠となるデータが時々刻々と失われるため迅速性が特に求められるところ、専門的な知識を有する捜査員を警察署に派遣し、初動対応を支援している。

イ　技術支援

サイバー犯罪等に係る捜索現場に捜査員を派遣し、証拠となるデータ等の適切な保全・収集に当たるほか、押収したパソコンやスマートフォン等の電磁的記録の解析を行っている。

ウ　その他の支援

インターネット上の犯行予告や自殺予告等の緊急対応が求められる事案について、犯人検挙による犯行の未然防止や自殺予告者の保護を目的に、通信事業者等に対する緊急での情報開示要請を 24 時間体制で実施している。

エ　分室の設置

広い県土を有する兵庫県の地理的な特性に鑑み、本部から遠方の警察署に対する捜査支援を行うため、姫路警察署及び尼崎南警察署に分室を設置し、県北西部の警察署及び阪神地域の警察署に対する初動支援及び技術支援を実施しており、これにより、迅速な支援の展開、人的・物的リソースの有効活用が可能となっている。

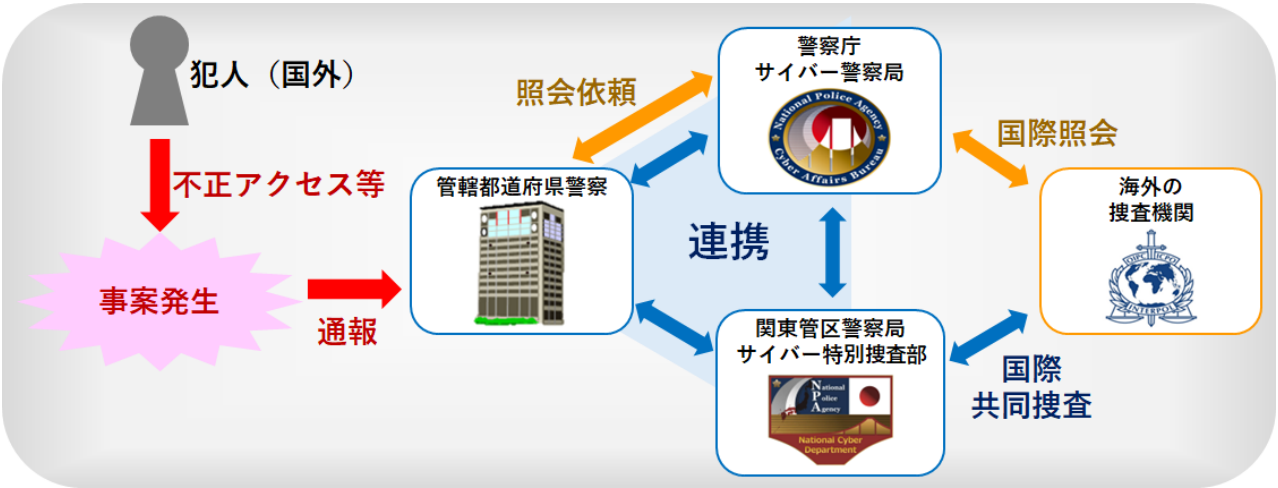
(3)　全国協働捜査方式等を活用した取締りの推進

全国警察から派遣された捜査員で構成している「警視庁協働捜査班」がインターネットバンキングに係る不正送金事犯の初期捜査やＩＨＣから通報を受けた情報に対する追跡捜査などを実施することで、捜査の合理化・効率化を図るとともに、検挙に向けた捜査を推進している。



(4)　国際連携の強化

国境を越えて行われるサイバー犯罪等に対しては、警察庁サイバー警察局を通じて外国の捜査機関に国際照会を実施するとともに、国の捜査機関である「関東管区警察局サイバー特別捜査部」が都道府県警察と連携して共同で捜査を進め、その結果等を用いて外国捜査機関との情報交換、国際共同捜査等を推進している。



２　未然防止・拡大防止に向けた取組

(1)　「兵庫県サイバー犯罪対策ネットワーク」の取組

県内のサイバーセキュリティ対策の強化を図るため、専門的な知見を有する有識者・団体をオブザーバーとして、県下の金融機関、教育機関、自治体関係者等とネットワークを構築し、最新の手口の情報を共有するなど、産学官連携による被害防止対策を推進している。



【兵庫県サイバー犯罪対策ネットワーク】

ア　ネットワークの拡充

企業を狙ったサイバー犯罪は、日々そのターゲットを変化させていることから、それらに適切に対処するため、ネットワーク会員の拡充を図っており、情勢に応じて、随時、新たに企業、団体に参画の働きかけを行っている。

イ　企業対象サイバーセキュリティセミナーの開催

企業のサイバーセキュリティ意識の高揚と対策の促進を図るため、商工会議所等と連携して、「サイバーセキュリティセミナー」を開催している。

令和５年度からは、同セミナーの神戸会場を「サイバーセキュリティフォーラム」として位置付け、２月のサイバーセキュリティ月間に合わせ大規模に実施している。


【サイバーセキュリティフォーラム】

(2)　民間企業との連携

県内企業等におけるサイバーセキュリティ対策の意識向上と対策の推進及び県警察のサイバー対処能力の強化を図るため、情報セキュリティ企業等と協定を締結し、連携した活動を推進している。



【協定締結式】

(3)　広報啓発活動の推進

ア　サイバー犯罪被害防止教室の開催

サイバー企画課の附置機関である「サイバー情報発信室」による児童や保護者など様々な世代を対象にインターネット上のトラブルやサイバー犯罪の事例及びその対策について啓発を行う「サイバー犯罪被害防止教室」を開催して、サイバー犯罪等に係る被害防止意識を高めている。



【サイバー犯罪被害防止教室の開催状況】

区分＼年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和７年度 6月末		令和８年度 6月末		前年同期比	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
小学生	62	9,117	93	15,213	122	18,496	133	21,346	129	21,767	31	5,955	18	2,805	−13	−3,150
中学生	20	4,793	43	11,034	59	17,777	51	15,774	41	12,486	14	4,357	16	5,210	+2	+853
高校生	39	9,642	72	19,544	63	17,517	76	20,705	59	15,487	27	7,984	18	6,031	−9	−1,953
その他	43	2,478	115	6,191	141	8,634	155	10,727	123	9,405	47	5,242	19	2,214	−28	−3,028
合　計	164	26,030	323	51,982	385	62,424	415	68,552	352	59,145	119	23,538	71	16,260	−48	−7,278

注　「その他」は、大学・専門学校・高齢者大学・教員・保護者・企業等の職員研修等。令和４年度までは「サイバー犯罪防犯センター」として実施した回数を計上。
注　令和９年度からは小・中・高等学校を対象とした教室を終了し、県内の企業・地域一般の方等を対象としたサイバーセキュリティ講習を実施。

イ　ＳＮＳ等を活用した取組

サイバーセンターの公式ＳＮＳアカウントや「サイバー情報発信室」の専用ウェブサイト、兵庫県サイバー犯罪対策ネットワークの会員に対する情報共有等において、被害防止のための注意事項や最新のサイバーセキュリティ情報等を発信しているほか、県内の企業、地域一般の方等を対象としたサイバーセキュリティ講習の案内を掲載している。



【サイバー情報発信室専用ウェブサイト】

【公式ＳＮＳアカウント】



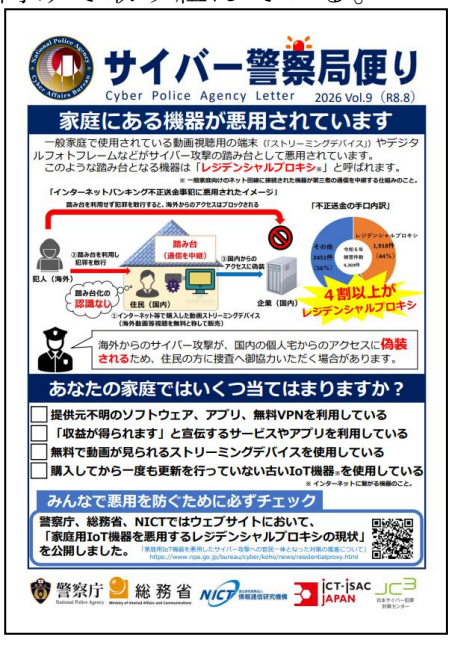
ウ　サイバー防犯ボランティアと連携した取組

インターネットに精通した個人（大学生、専門学生を含む。）等を「サイバー防犯ボランティア」として登録し、防犯情報の発信、街頭キャンペーン等による啓発活動、県民を対象とした講演等の活動を連携して行っている。令和８年６月末現在、193 人が登録している。

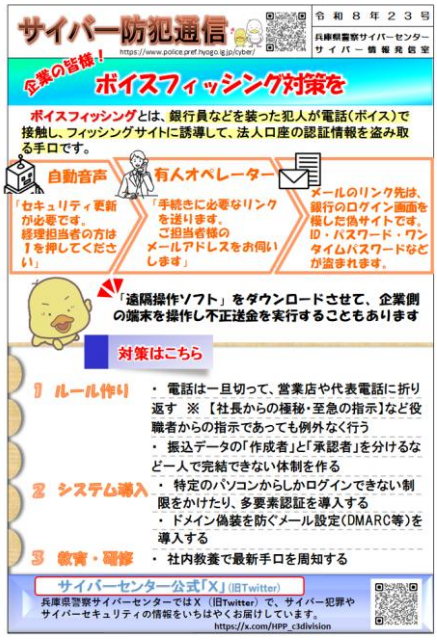

【ボランティアの活動状況】

(4)　犯罪インフラへの対処の推進

インターネットバンキングに係る不正送金対策、フィッシングサイト対策、クレジットカード不正利用対策など、各業界団体・事業者に対し、警察庁及び都道府県警察が一体となって被害防止、拡大防止に向けて取り組んでいる。



【警察庁から全国警察等への広報】



【サイバー情報発信室から事業者等への広報】

３　基盤整備に向けた取組

(1)　サイバー人材の確保

ア　高度な専門的知識・技術を有する人材の確保

県警察の採用試験において、情報処理等の専門的知識を有する者等を対象とした特別採用枠である「サイバー捜査区分」による巡査採用に加え、令和７年度から、さらに高度な専門的知識・技術を有した即戦力となる高度人材を確保するため、一定の情報処理等の資格と同職歴を有する者を警部補、巡査部長の階級で中途採用する「サイバー捜査官選考」を新設するなど、サイバー人材の確保に取り組んでいる。

イ　採用募集活動に向けた取組

新たなサイバー人材を獲得するため、警察官採用センターと連携して、情報通信技術に関する知識等を有する学生が在籍する大学・専門学校等への訪問や説明会などの採用活動を実施している。

(2)　サイバー人材の育成

ア　全職員の対処能力向上

(ｱ)　サイバー対処能力検定の実施

県警察全体のサイバー空間の脅威への対処能力の向上を図るため、全警察職員を対象に、サイバー犯罪等への対処に係る知識及び技能を検定する「サイバー対処能力検定」を実施している。

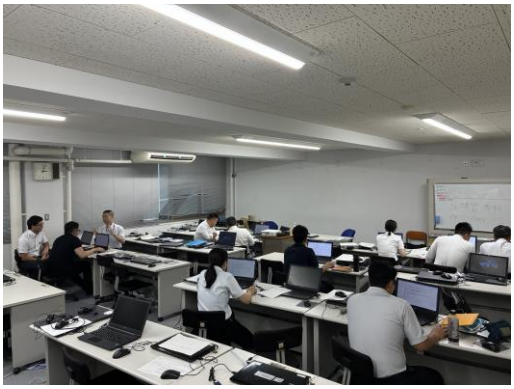
(ｲ)　各種教養の実施

サイバー捜査手法、その他の対処要領を習得するための専科教養や、警察署において解析機器等を使用したハンズオン講習等を開催し、被疑者の特定方法やスマートフォンの解析方法など、実践的に体得させている。

また、教養内容に応じて、オンライン講習を併用するなどしている。



【警察署における講習の状況】



【ロールプレイング形式による教養状況】

イ　各部門等で活躍する捜査員の育成

刑事部門、生活安全部門等、各部門の捜査において中核を担うことが期待される捜査員をサイバー捜査実務研修生としてサイバーセンターに配置し、１年間の研修プログラムにより専門的知識を習得させ、サイバー捜査能力の向上を図っている。

また､警察署勤務員を短期研修性としてサイバー捜査課に配置し、３か月間の実務研修によりサイバー捜査に係る基礎的な知識と技術を習得させ、警察署において的確な初動対応を行うことができるよう育成している。

ウ　高度な専門技術及び捜査力を有する人材の育成

特別採用者等の専門的知識・技術を有する者を対象に、スマートフォン等の電磁的記録の解析を中心とした実践的な研修や専門的知識を要するサイバー捜査に従事させ、高度なサイバー犯罪等に適切に対処できる捜査員を育成している。

また、極めて高度な専門技術及び捜査力を有する者を「サイバー特別捜査官」として本部長が指定し、指定された者はサイバー犯罪等の捜査指揮や各部門に対する支援、人材の育成を行う。

(3)　民間知見の活用

ア　任期付き警察官の採用等

民間企業において､情報通信技術に関する技術者として活躍する人材を、１年間の任期付きで警察官として採用し､サイバー捜査や技術指導､捜査員への教養に活用している。

また、任期終了後は「兵庫県警察サイバーテクニカルサポーター」として委嘱するなど､技術的なサポートを受けている。



【任期付き警察官による教養状況】

イ　民間企業派遣研修の実施

高度な情報通信技術を有する民間企業に捜査員等を数箇月間から１年間派遣し、専門的な情報通信技術の知識・技能を習得させるとともに、民間企業との協力関係の構築による対処能力の強化を図っている。

ウ　「兵庫県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー」の活用

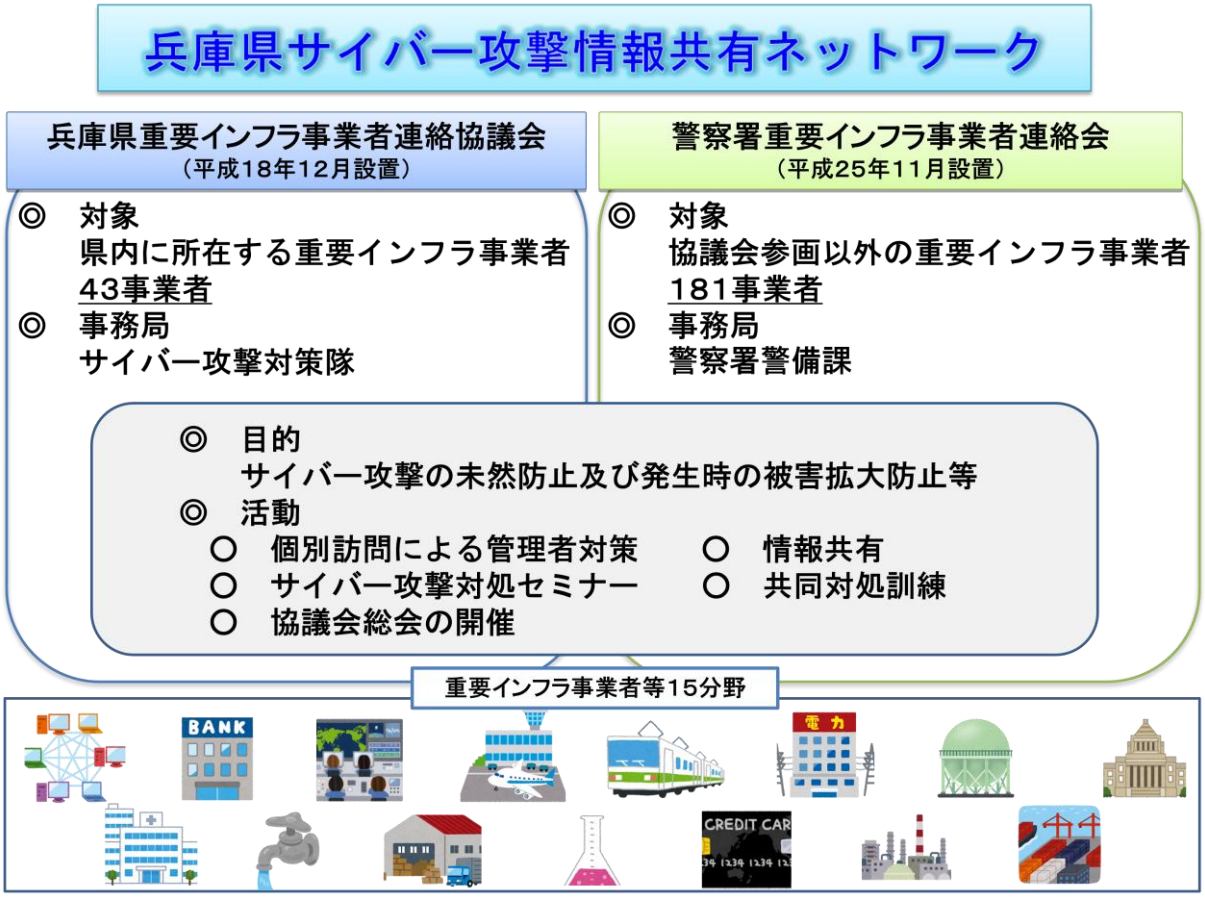
専門的知識を有する研究者、技術者等を「兵庫県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー」として委嘱し、捜査活動や被害防止対策について、専門的見地から指導や助言を受けている。

4　サイバー攻撃対策

(1)　サイバーテロ対策

官民でサイバー攻撃に関する情報を共有し、社会全体でサイバー攻撃に対処するための枠組みとして、「兵庫県サイバー攻撃情報共有ネットワーク」を構築している。

同ネットワークは「兵庫県重要インフラ事業者連絡協議会」と「警察署重要インフラ事業者連絡会」で構成され、個別訪問による管理者対策やサイバー攻撃対処セミナーの開催などを通じて連携を強化し、サイバー攻撃被害の未然防止等を図っている。





【サイバー攻撃対処セミナー】



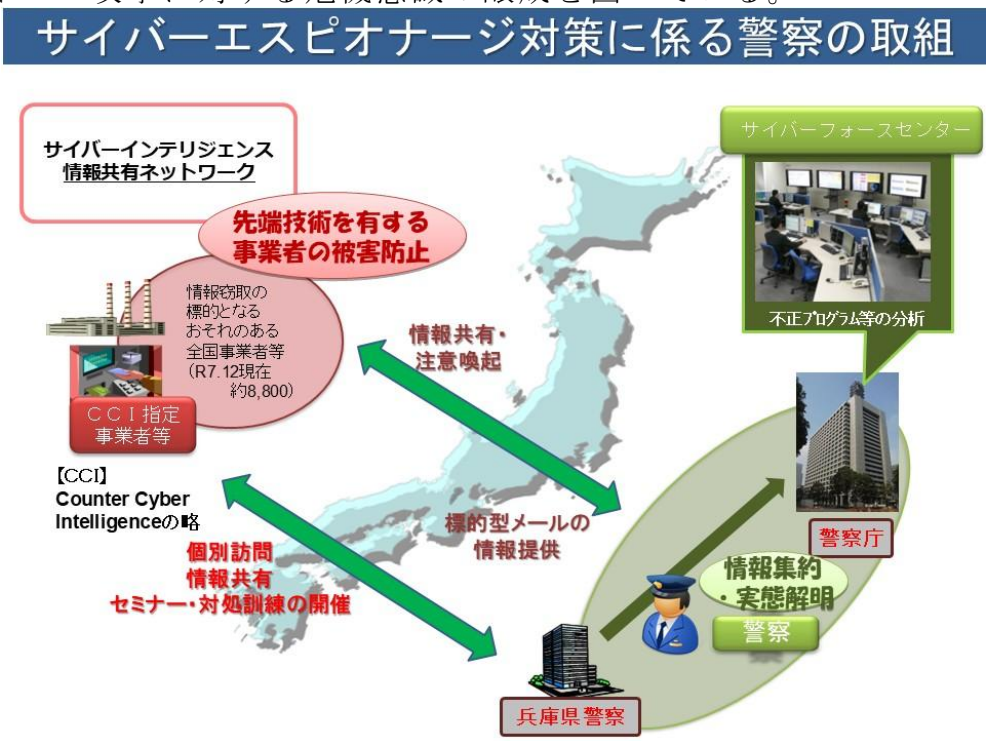
【サイバー攻撃共同対処訓練】

(2)　サイバーエスピオナージ対策

情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約 8,800 の事業者等との間で、サイバー攻撃に関する情報共有を行う「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を警察庁が構築しており、事業者等から提供された情報を集約するとともに、総合的に分析した結果に基づき注意喚起等を実施している。

県警察としては、個別訪問による管理者対策を実施するとともに、最新のサイバー攻撃情勢やソフトウェアのぜい弱性に関する情報を提供するなどして連携を強化し、サイバー攻撃の被害防止を図っている。

また、サイバー攻撃対処セミナーや共同対処訓練を開催して、事業者のサイバー攻撃に対する危機意識の醸成を図っている。



(3)　実態解明の推進

県内の事業者に対するサイバー攻撃事案が発生した場合、当該事業者と連携し、被害状況の早期把握、証拠資料の保全、被害拡大、再発防止を図るほか、被疑者検挙に向けた捜査を行うこととしている。

また、サイバー攻撃を受けたコンピュータや不正プログラムを解析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を推進している。

攻撃の発信元等が海外のコンピュータであることが判明した場合には、警察庁を介して、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）等を通じた国際捜査共助の要請を行っている。

解明した手口等は、「兵庫県サイバー攻撃情報共有ネットワーク」を通じて共有し、未然防止に役立てている。